

「スペース・サイエンス・ワールド in 星取県」実施運営業務委託プロポーザル実施要領

1 委託業務の仕様

別添『「スペース・サイエンス・ワールド in 星取県」実施運営業務委託仕様書』のとおり

2 提案の募集方法及び契約期間

(1) 募集方法

公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とする。このプロポーザルに参加しようとする者は、平成 30 年 9 月 26 日（水）午後 5 時 15 分までに、別添「参加申込書」をファクシミリにより提出すること。

(2) 契約期間

契約日から平成 31 年 1 月 31 日まで

3 委託上限額

金 4,200,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 本件業務の企画書の提出の日までの間に、平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」又は「イベント企画・運営」に登録されている者であること。
なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本プロポーザルに参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成 30 年 10 月 5 日（金）正午までに 7 の（2）の場所に提出すること。この際、本件に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 7 の（2）の場所に必ず連絡すること。
- (4) 平成 30 年 9 月 12 日（水）から本件業務の企画書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 平成 30 年 9 月 12 日（水）から本件業務の企画書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

5 評価方法

- (1) 企画書の評価は、4 を満たしているものの中から、次の項目について評価する。

- ア 企画のコンセプト（企画の考え方、企画の特色などが、イベントの趣旨目的にマッチしているか）
- イ 展示・体験等の企画（来場者にわかりやすく、イベントを効果的に演出するレイアウトとなっているか。興味を持たせるような展示になっているか）
- ウ 広報チラシ及びポスターのデザイン（イベントの内容を的確かつ魅力的に伝えるデザインとなっているか）
- エ 広く県民に参加を呼び掛けるための広報（イベント参加者を効果的・効率的に集める手法であるかどうか）

オ 経費（見積書の内容が適正であるかどうか）

6 選定方法

提出された企画書の内容を基に、書類審査により、各審査委員が審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出し、採点を行う。

7 書類の提出先及び問合せ先

(1) プロポーザルに関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県観光交流局観光戦略課 魅力発信担当 井田、森田
電話 0857-26-7237 / ファクシミリ 0857-26-8308
電子メール kankou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

8 提出書類

(1) 企画書 6部

ア 企画書は、A4サイズとする。縦横及びページ数は問わない。

イ 企画書には、次の内容を記載すること。

(ア) 企画のコンセプト（企画の考え方、企画の特色など）

(イ) はやぶさ2関連展示・体験等の企画案（会場レイアウト、会場イメージ含む。）

(ウ) 広報チラシ及びポスターのデザイン案

(エ) 広く県民に参加を呼び掛けるための広報案

(2) 会社概要 6部

(3) 見積書 1部

なお、前記（1）から（3）までの書類（以下「企画書等一式」という。）をPDFファイルに変換し、同ファイルを記録した電子媒体を併せて提出すること。

9 企画書の提出

(1) 提出場所・部数

8の提出書類を7（1）の場所に提出すること。（郵送可）

(2) 提出期限

平成30年10月12日（金）午後5時15分必着

10 質問事項等について

企画書作成に係る内容・方法等についての質問は、10月5日（金）午後5時15分まで受け付ける。

質問は「7（1）プロポーザルに関する問合せ先」に示す連絡先に対し行うこと。質問のあった事項については、回答状況をホームページで逐次公開する。

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kankousenryaku/>)

なお、質問の手段については、電子メール又はファクシミリによること。

11 プロポーザル説明会の開催

(1) 日時 平成30年9月20日（木） 午後1時30分～

(2) 場所 第2庁舎 9階 第20会議室（鳥取市東町一丁目220番地）

12 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

13 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

14 企画書の提出期限・審査のスケジュール

9月12日（水）	プロポーザル公募開始
9月20日（木）	プロポーザル説明会
9月26日（水）	参加申込みの締切り
10月5日（金）	質問事項の締切り
	*質問内容の回答状況は逐次ホームページで公開
10月12日（金）	企画書の提出期限
10月19日（金）まで	書類審査実施
10月19日（金）以降	審査結果の通知・契約締結

15 その他

(1) 企画書の無効

4の参加資格のない者が提出した企画書及び虚偽の記載がなされた企画書は、無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

(4) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請け等させること。
- (5) 受注者は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を守らなければならない。

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 受注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。